

令和元年度市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費(決算)

(歳入)

地方消費税交付金	200,314 千円
うち社会保障財源交付金	81,427 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,491,599 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉費	児童福祉事業	555,097	402,988	3,300	35,143	14,315	99,351
	高齢者福祉事業	39,913	0	0	3,303	4,611	31,999
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	470,301	316,589	13,200	165	17,676	122,671
	小計	1,065,311	719,577	16,500	38,611	36,602	254,021
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	124,705	63,933	0	0	7,654	53,118
	介護保険事業特別会計繰出金	164,442	0	0	0	20,711	143,731
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	120,818	0	0	0	15,216	105,602
	小計	409,965	63,933	0	0	43,581	302,451
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	16,323	3,467	2,700	280	1,244	8,632
	小計	16,323	3,467	2,700	280	1,244	8,632
合計	1,491,599	786,977	19,200	38,891	81,427	565,104	

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。